

**佐賀県地域医療対策協議会  
臨床研修ワーキンググループの設置（案）について**

---

佐賀県健康福祉部医務課

令和2年9月30日

# 佐賀県地域医療対策協議会の概要

## 趣旨

- 医療計画（医師の確保に関する基本的な事項）の策定に当たっての意見聴取の場（医療審議会了解）
- 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23の規定に基づき設置。法で定められている事項について協議の場

## 委員等構成

- 委員は、地域医療対策協議会運営指針（厚労省通知）に定める団体等から就任し、医療計画（医師の確保に関する基本的な事項）について意見を述べ、法定協議事項等を協議  
（関係団体…特定機能病院、地域医療支援病院、公的医療機関、臨床研修病院、民間病院、診療学識経験者団体、大学等医療従事者養成機関、社会医療法人、NHO、JCHO、医療関係団体、関係市町村、地域住民団体）
- 臨時委員は、臨時に出席を依頼し、特別の事項を協議（他県大学関係者等を想定）
- オブザーバーは、専門的立場から助言

## 運営

- 協議が必要な事項の議事は、出席した委員・臨時委員の過半数で決定。可否同数の場合、会長が決定
- 専門的な事項を検討するため、ワーキンググループの設置が可能

### 意見聴取事項

医療計画（医師の確保に関する基本的な事項）について意見聴取

（参考）計画の具体的な内容

- ① 二次医療圏及び三次医療圏の医師確保方針
  - ② 医師偏在指標を踏まえて定める二次医療圏において確保すべき医師数目標
  - ③ 医師偏在指標を踏まえて定める三次医療圏において確保すべき医師数目標
  - ④ 目標達成に向けた医師派遣その他の施策
- ※ 提供される医療の種別ごとに厚生労働省令で定めるものごとの医師偏在指標に従い、二次医療圏単位で医師少数区域、医師多数区域を設定可能

### 法定協議事項

医療法に掲げる事項を協議（結果を公表）

- ① キャリア形成プログラムに関する事項
- ② 医師の派遣に関する事項
- ③ キャリア形成プログラムに基づき医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項
- ④ 医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項
- ⑤ 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う文部科学省令・厚生労働省令で定める取組に関する事項
- ⑥ 医師法の規定によりその権限に属させられた事項
- ⑦ その他医師の確保を図るために必要な事項

# 佐賀県地域医療対策協議会臨床研修ワーキンググループの設置（案）について

- 本年度から臨床研修に関する権限が厚生労働大臣から都道府県知事に移譲が行われたことに伴い、臨床研修の質の向上等について具体的な取組を推進する必要があることから、医師の臨床研修に関する事項の調査検討のため、佐賀県地域医療対策協議会に臨床研修ワーキンググループを設置したい。
- 臨床研修の現場の声を聞きながら施策を推進する観点から、委員は県内の基幹型臨床研修病院院長の推薦により、当該病院のプログラム責任者等実務を担う医師や医師会等を中心に任命したい。

## ○設置要綱（概要）

### 〔調査検討事項〕

- (1) 地域における臨床研修の質の向上に関する事
- (2) 地域における研修医の確保に関する事
- (3) 地域における研修医の募集定員の設定に関する事
- (4) 地域における指導医の確保、養成に関する事
- (5) 地域における臨床研修病院群の形成に関する事
- (6) その他必要な事項に関する事

### 〔組織〕

- ・ 座長（地対協委員から地対協会長が任命）
- ・ 委員は座長が任命
  - ※各基幹型臨床研修病院のプログラム責任者等実務を担う医師（各病院から1名を選出。事務の随行を認める。）、医師会等を中心に任命したい。
- ・ 臨時委員（特別の事項を調査検討する際の当該事項の専門家）

### ○医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（抜粋）

#### 25 臨床研修に関する地域医療対策協議会

- (1) 都道府県は、地域における研修医の確保、臨床研修の質の向上を図るため、地域医療対策協議会を開催し、関係者が協議する場とすること。
- (2) 地域医療対策協議会の構成員については、「地域医療対策協議会運営指針について」（平成30年7月25日付け医政発0725第15号厚生労働省医政局長通知）を参照とすること。
- (3) 地域医療対策協議会は、以下の項目について協議、検討すること。
  - ア 地域における臨床研修の質の向上に関する事。
  - イ 地域における研修医の確保に関する事。
  - ウ 地域における研修医の募集定員の設定に関する事。
  - エ 地域における指導医の確保、養成に関する事。
  - オ 地域における臨床研修病院群の形成に関する事。
  - カ 臨床研修病院の指定や取消に関する事。
  - キ 地域密着型臨床研修病院の認定に関する事。

# 臨床研修ワーキンググループにおける様々な論点

- 臨床研修ワーキンググループにおいては、臨床研修の質の向上を通じた臨床研修医の確保のため、基幹型臨床研修病院の横断的な取組の実施など様々な論点について議論を行うとともに、具体的な施策立案につなげたい。
- ※以下の項目は例示

## (1) 地域における臨床研修の質の向上に関すること

- ・ 臨床研修プログラムの拡充、プログラムの内容の充実  
例) 県内医療機関での地域医療実習の実施を推進
- ・ 臨床研修医の研修状況の把握、課題抽出  
例) 臨床研修医研修満足度調査の実施
- ・ 臨床研修医同士のネットワークの形成  
例) SAGAレジデントグランプリの開催

## (2) 地域における研修医の確保に関すること

- ・ 研修医の確保に当たっての課題抽出
- ・ 基幹型臨床研修病院の特徴を踏まえた県の広報の強化  
例) 佐賀県全体の臨床研修ガイドブックの作成  
臨床研修バスツアーの改善

## (3) 地域における研修医の募集定員の設定に関すること

- ・ さらなる募集定員の効果的設定の検討

## (4) 地域における指導医の確保、養成に関すること

- ・ 地域枠等への指導医の教育力の向上

## (5) 地域における臨床研修病院群の形成に関すること

- ・ 県内における臨床研修の強化

## (6) その他必要な事項に関すること

等

# 参 考 资 料

---

# 医師の臨床研修に関する法令抜粋

## ○医師法（昭和23年法律第201号）（抜粋）

第十六条の二 診療に従事しようとする医師は、二年以上、都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものにおいて、臨床研修を受けなければならない。

- 2 前項の規定による指定は、臨床研修を行おうとする病院の開設者の申請により行う。
- 3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の申請に係る病院が、次に掲げる基準を満たすと認めるときでなければ、第一項の規定による指定をしてはならない。
  - 一 臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。
  - 二 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。
  - 三 臨床研修の内容が、適切な診療科での研修の実施により、基本的な診療能力を身に付けることのできるものであること。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、臨床研修の実施に関する厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
- 4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により指定した病院が臨床研修を行うについて不相当であると認めるに至ったときは、その指定を取り消すことができる。
- 5 厚生労働大臣は、第一項の規定による指定をし、若しくは前項の規定による指定の取消しをしようとするとき、又は第三項第四号の厚生労働省令の制定若しくは改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かななければならない。
- 6 都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又は第四項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の二十三第一項に規定する地域医療対策協議会（以下「地域医療対策協議会」という。）の意見を聴かななければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、第一項の規定による指定又は第四項の規定による指定の取消しに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならない。

第十六条の三 厚生労働大臣は、毎年度、都道府県ごとの研修医（臨床研修病院（前条第一項に規定する都道府県知事の指定する病院をいう。第三項及び次条第一項において同じ。）において臨床研修を受ける医師をいう。以下この条及び第十六条の八において同じ。）の定員を定めるものとする。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、毎年度、当該都道府県の区域内に所在する臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めるものとする。
- 4 都道府県知事は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、医療法第五条の二第一項に規定する医師の確保を特に図るべき区域における医師の数の状況に配慮しなければならない。
- 5 都道府県知事は、第三項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、その内容について厚生労働大臣に通知しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かななければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、第三項の規定により研修医の定員を定めるに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならない。

# 地域医療対策協議会における臨床研修に関する協議事項の大まかなスケジュール

項目	令和2年度 上半期	令和2年度 下半期	令和3年度 上半期	令和3年度 下半期
臨床研修の質の向上に関すること (継続的に実施)		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 情報共有・課題抽出</li> <li>✓ 方向性の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 方向性の決定</li> <li>✓ 対策検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 具体的な対策</li> </ul>
P D C Aサイクルにて実施				
募集定員の決定 (毎年度)	厚労省から県の上限数の連絡 ★ (1月末頃)	各病院への希望照会 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>地対協の意見 (4月中旬まで)</li> </ul>	厚労省に病院ごとの定員設定を報告 ★
臨床研修病院の指定に関すること (該当する場合)	令4年度開始 基幹型臨床研修病院申請 ★ (前々年度の10月末)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地対協の意見 (2月頃まで)</li> </ul>	年度末に新規指定 ★ (次年度から研修開始)	